

議第4501号

建築基準法第51条ただし書の規定による 産業廃棄物処理施設の位置の指定（横須賀市）

- ・ 議案書 1ページ ～ 2ページ
- ・ 図面集 1ページ ～ 2ページ

I 計画の概要について

II 法令上の位置づけについて

III 計画内容について

IV 生活環境影響調査について（関係法令等）

V 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に係る手続きについて

VI 横須賀市都市計画審議会について

I 計画の概要について

【計画施設の概要】

- 申請者 : 株式会社ハイラック
代表取締役 林 久雄
- 申請地 : 横須賀市長坂2丁目300番45
- 用途地域 : 工業専用地域
- 主要用途 : がれき類の破砕処理
- 申請理由 : 産業廃棄物であるがれき類を受入れ破砕し、
資源の再利用化をするため

※設備更新のみであり、建築行為はありません。

I 計画の概要について

【建築基準法 第51条許可申請の概要】



●現状の施設

- 中間処理施設
建設現場等で発生する
がれき類の選別

●今回の計画施設

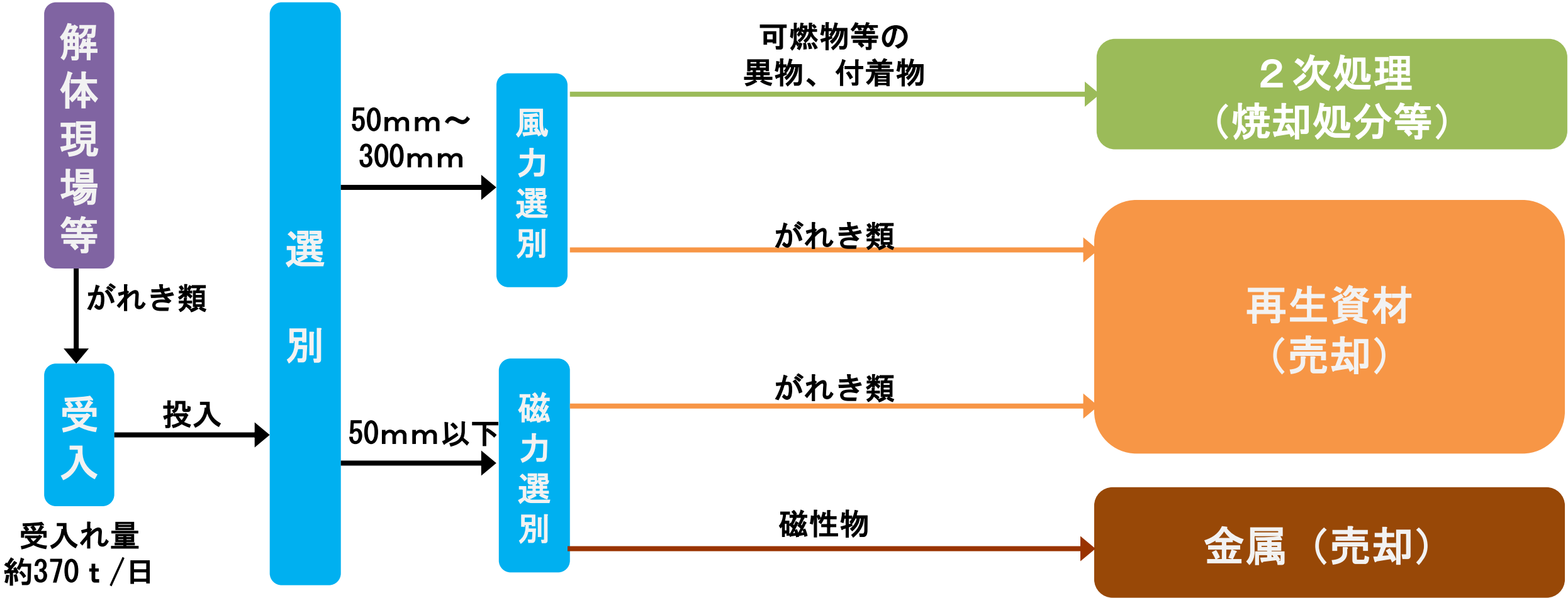
- 中間処理施設
建設現場等で発生する
がれき類の破碎

産業廃棄物処理施設に該当

I 計画の概要について

●現状の施設

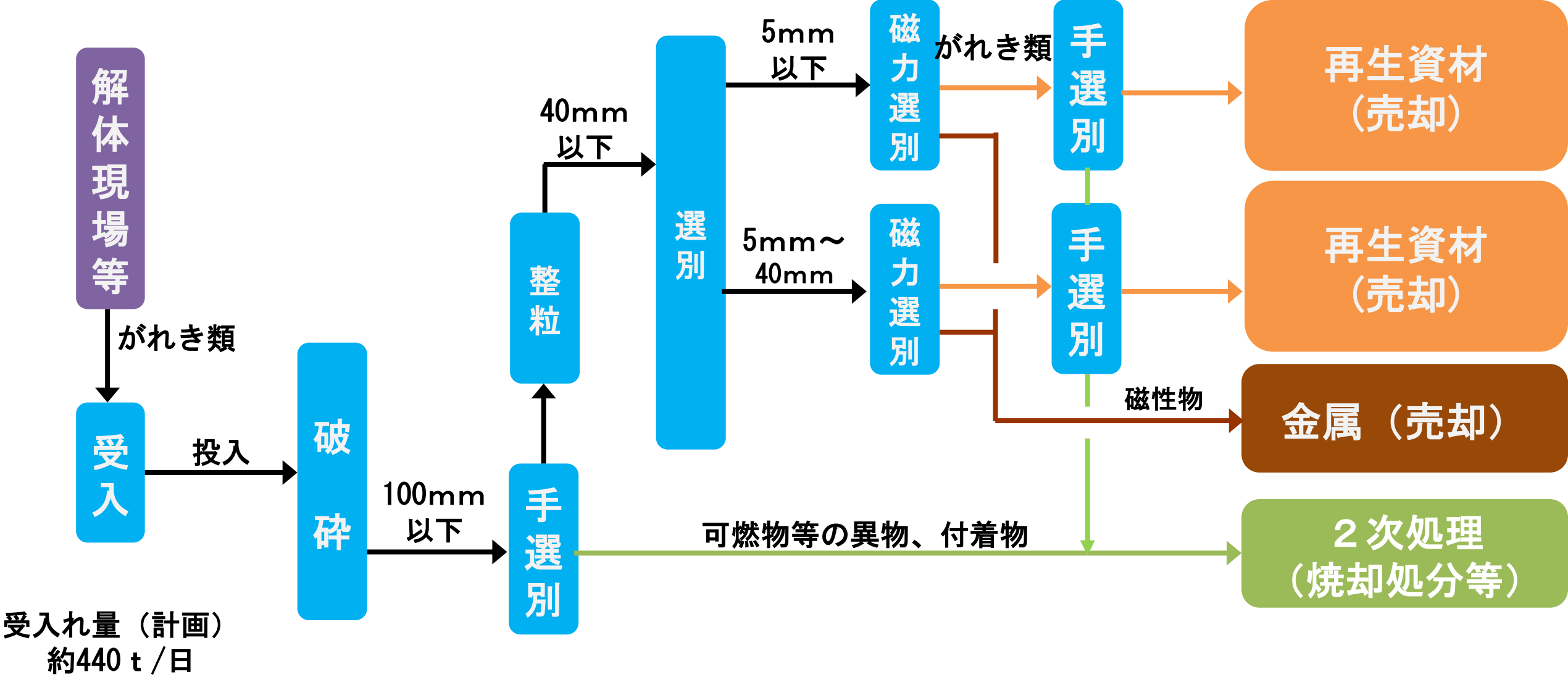
■ 中間処理施設 建設現場等で発生するがれき類の選別



I 計画の概要について

●今回の計画施設

■ 中間処理施設 建設現場等で発生するがれき類の破碎



I 計画の概要について

II 法令上の位置づけについて

III 計画内容について

IV 生活環境影響調査について（関係法令等）

V 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に係る手続きについて

VI 横須賀市都市計画審議会について

Ⅱ 法令上の位置づけについて

【建築基準法 第51条】

(卸売市場等の用途に供する特殊建築物の位置)

都市計画区域内においては、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他政令で定める処理施設の用途に供する建築物は、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ、新築し、又は増築してはならない。

ただし、特定行政庁が都道府県都市計画審議会(中略)の議を経てその敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合又は政令で定める規模の範囲内において新築し、若しくは増築する場合においては、この限りでない。

産業廃棄物処理施設
(都市計画に定める場合は県が決定)



県都市計画審議会の議
を経て市が許可

Ⅱ 法令上の位置づけについて

建築基準法 第51条の規定により位置の制限を受ける処理施設

●計画施設：政令で定める処理施設

(建築基準法施行令第130条の2の2)
(廃棄物処理法施行令第7条第8号の2)

	(規定値)	(今回計画)
がれき類の破碎施設	【処理能力】 5t/日超	【処理能力】 1,215 t /日

政令で定める処理施設に該当

都市計画で敷地の位置を決定していない

「許可」が必要

I 計画の概要について

II 法令上の位置づけについて

III 計画内容について

IV 生活環境影響調査について（関係法令等）

V 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に係る手続きについて

VI 横須賀市都市計画審議会について

Ⅲ 計画内容について

①位置図

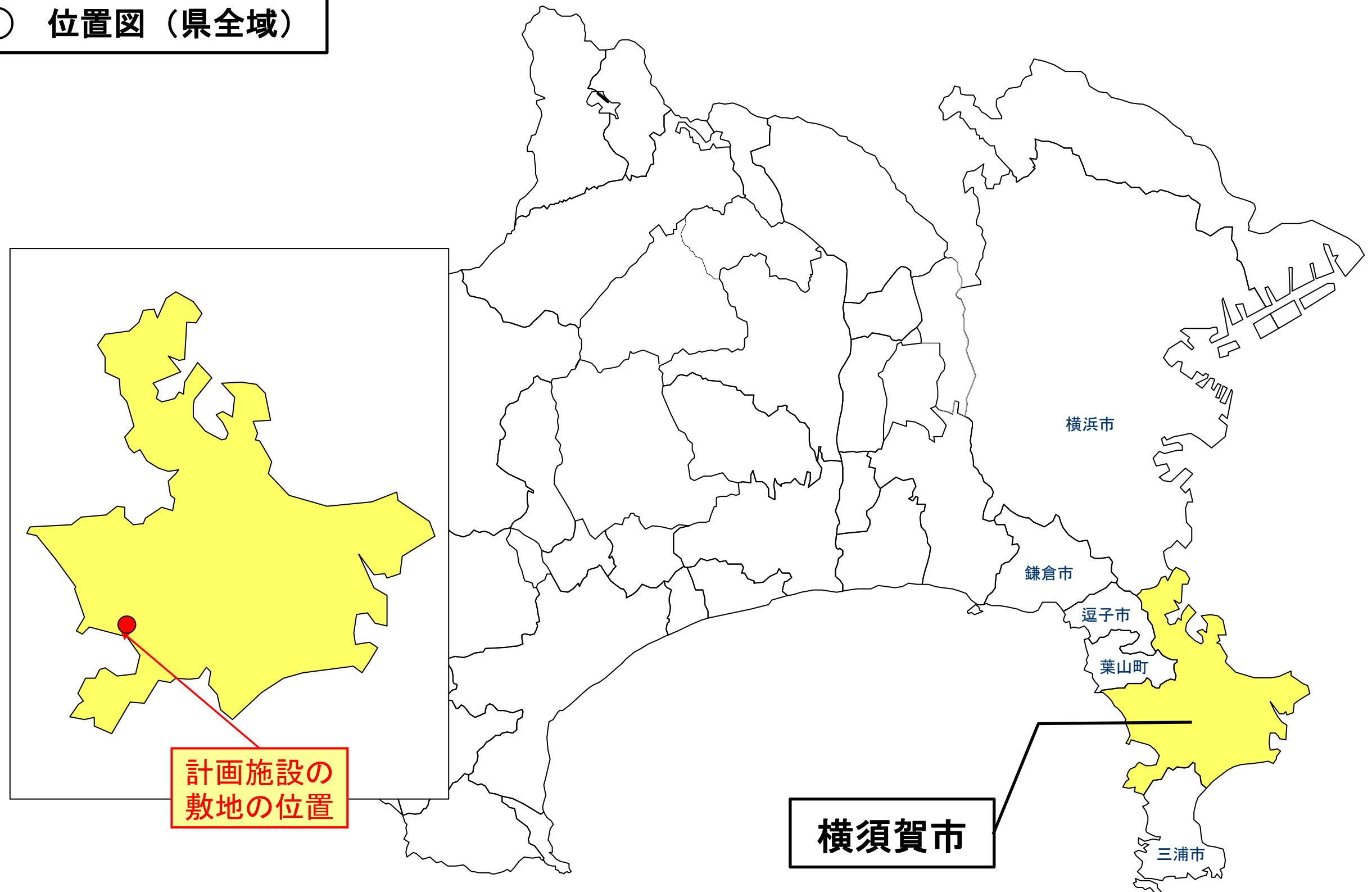
②配置計画図

③作業計画図

④交通計画

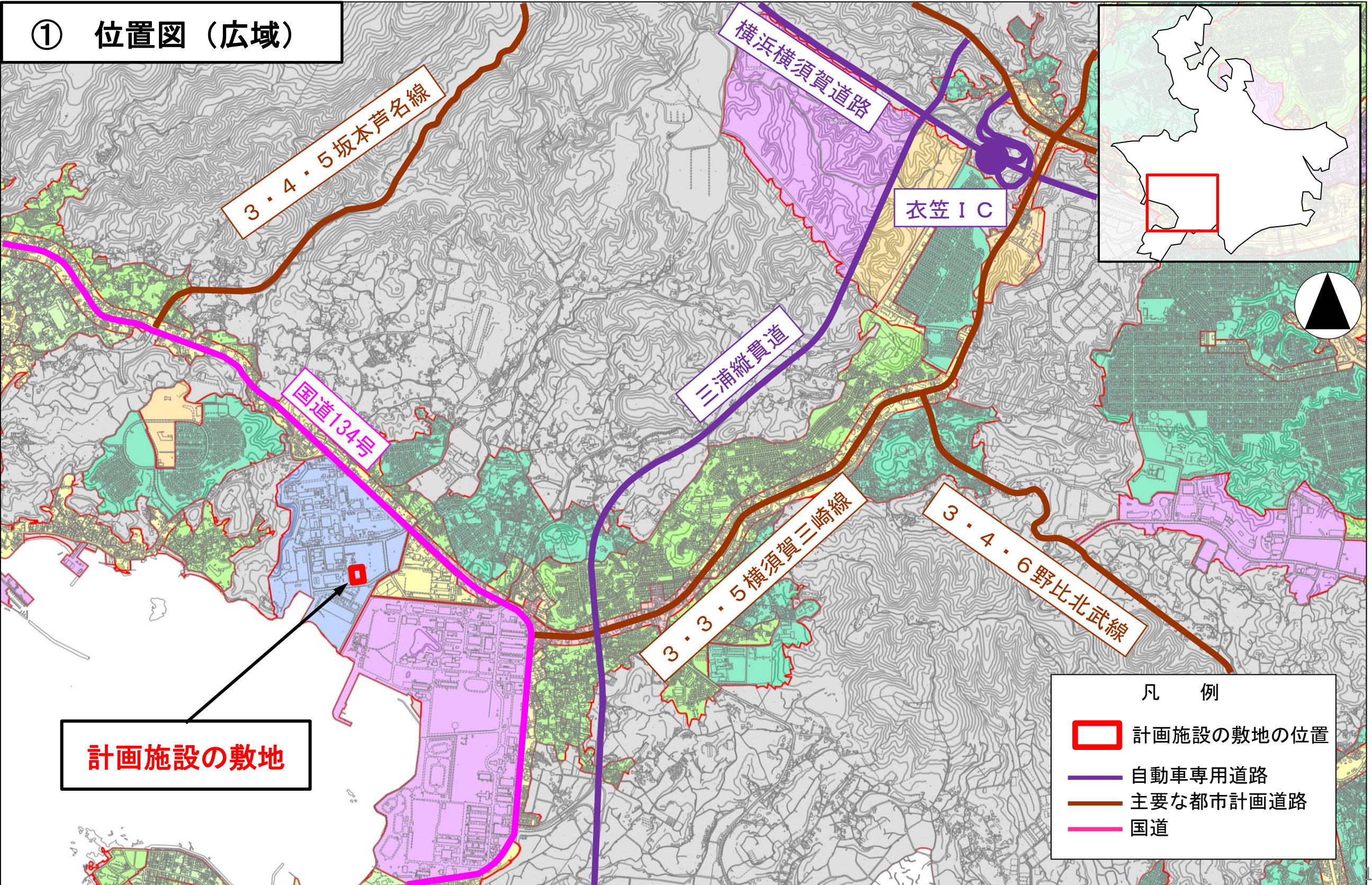
Ⅲ 計画内容について

① 位置図(県全域)



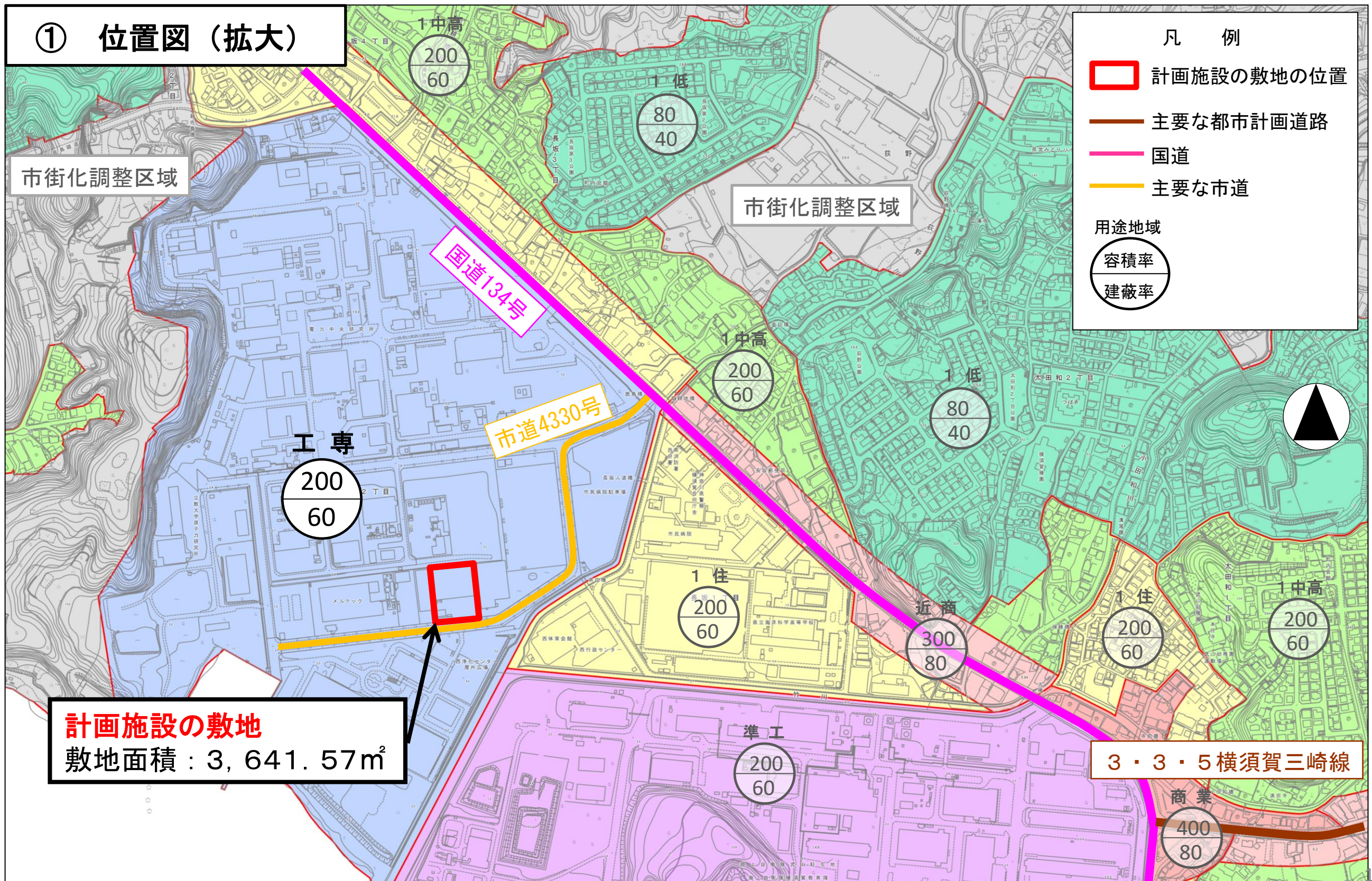
Ⅲ 計画内容について

① 位置図(広域)



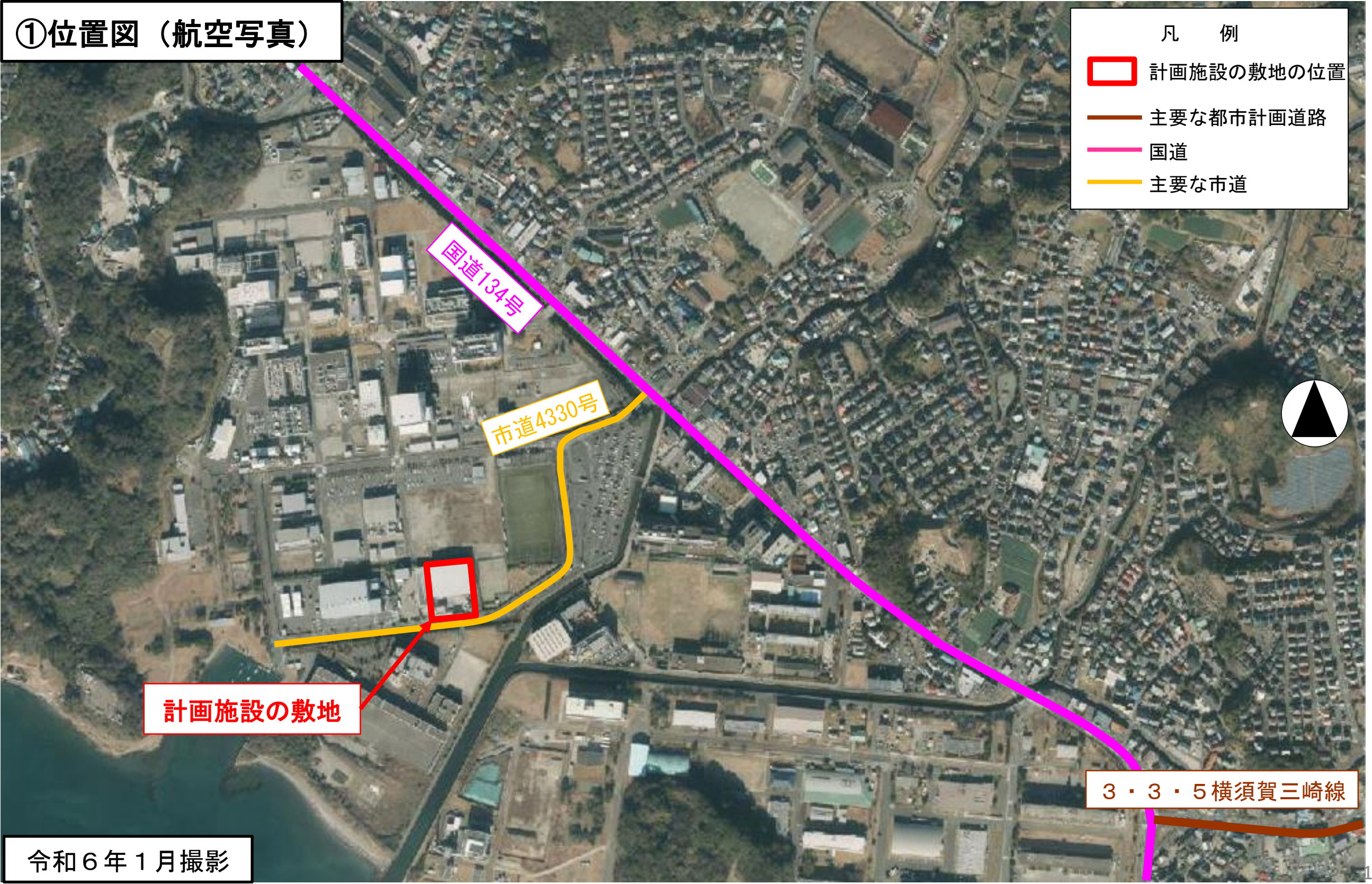
建築基準法第51条ただし書の規定による産業廃棄物処理施設の位置の指定(横須賀市)

Ⅲ 計画内容について



Ⅲ 計画内容について

①位置図（航空写真）



Ⅲ 計画内容について

①位置図

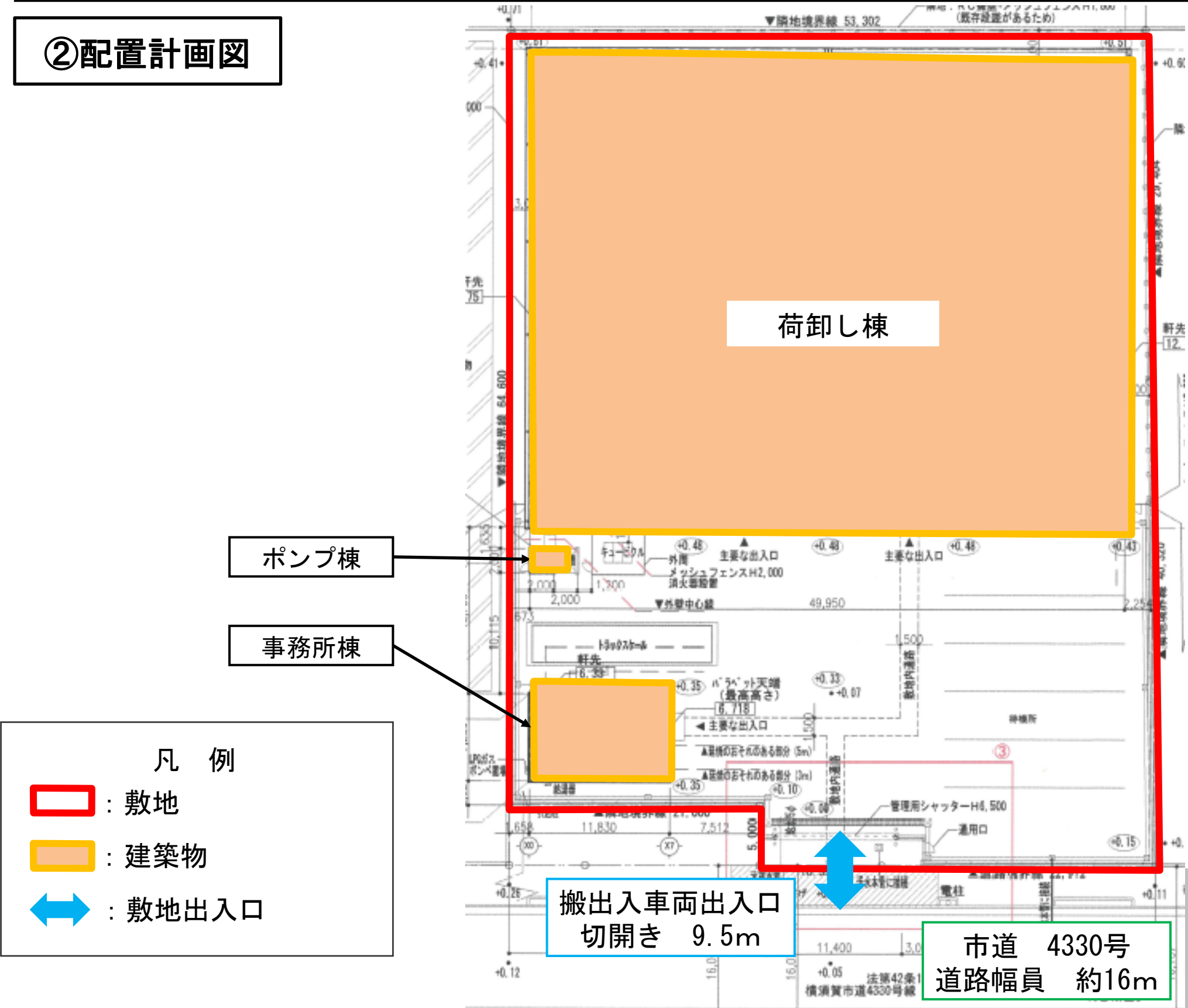
②配置計画図

③作業計画図

④交通計画

Ⅲ 計画内容について

②配置計画図



Ⅲ 計画内容について

①位置図

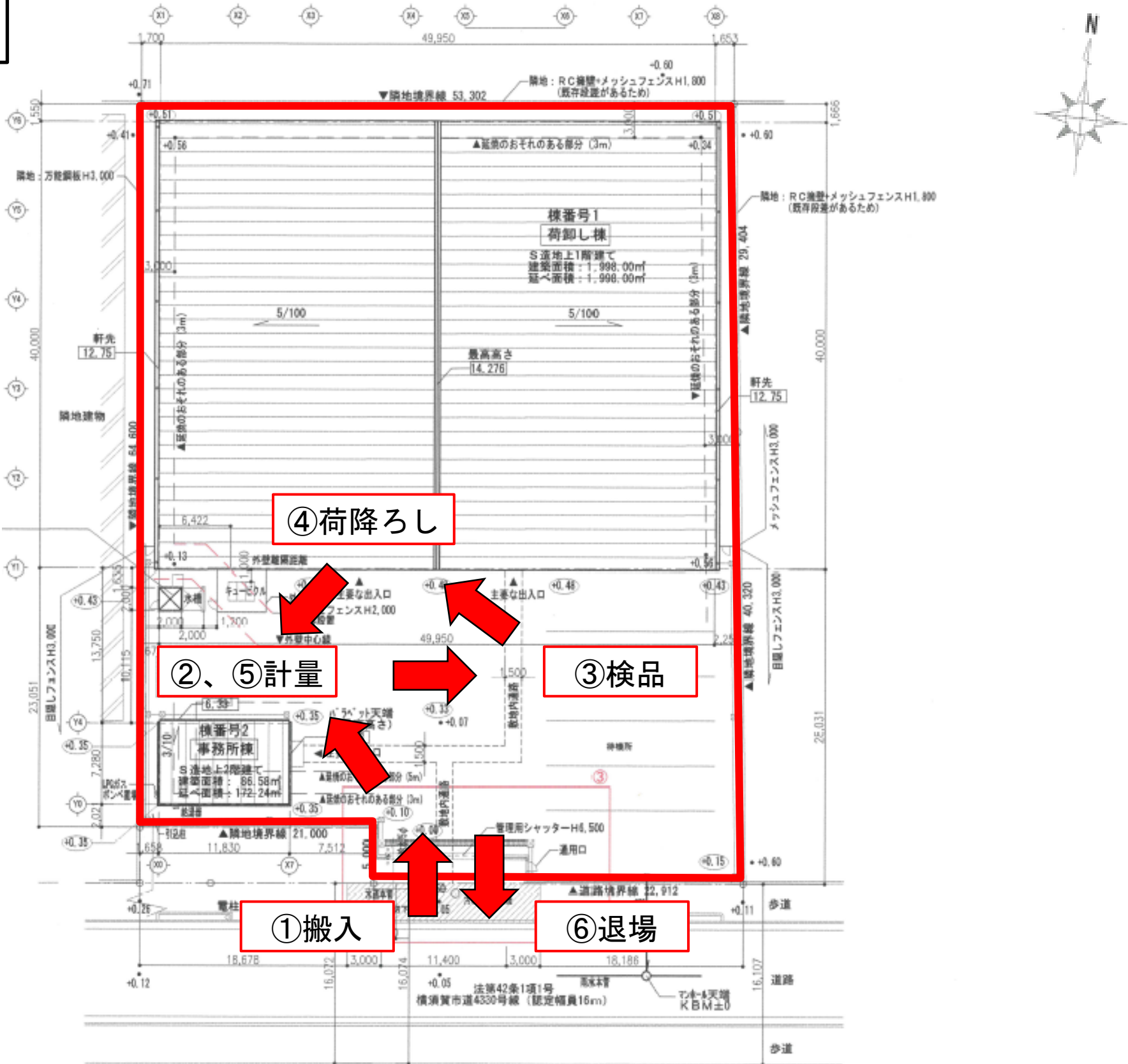
②配置計画図

③作業計画図

④交通計画

Ⅲ 計画内容について

③作業計画図 (搬入)



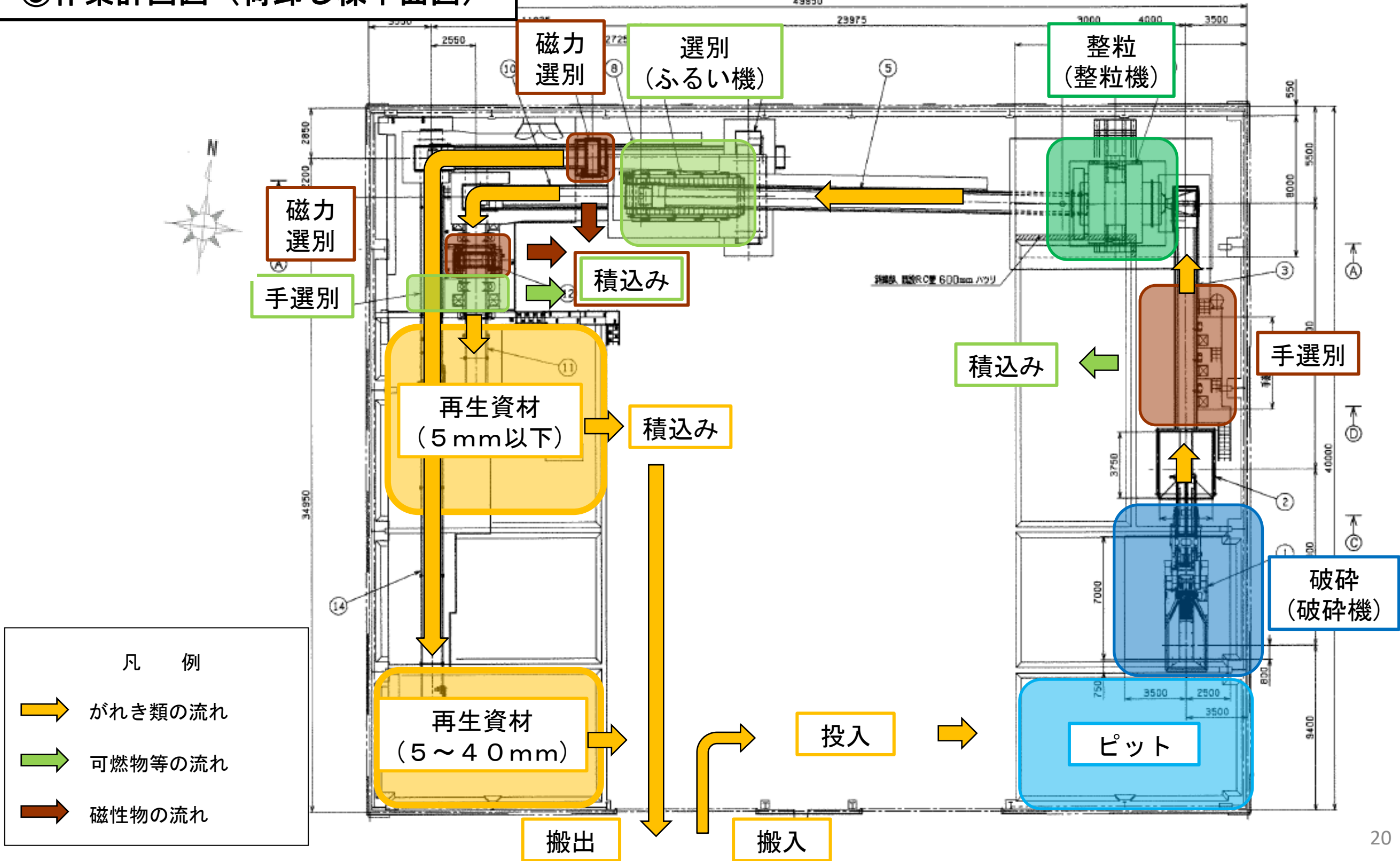
凡 例

計画施設の敷地の位置

➡ 車両の流れ

Ⅲ 計画内容について

③作業計画図 (荷卸し棟平面図)



Ⅲ 計画内容について

①位置図

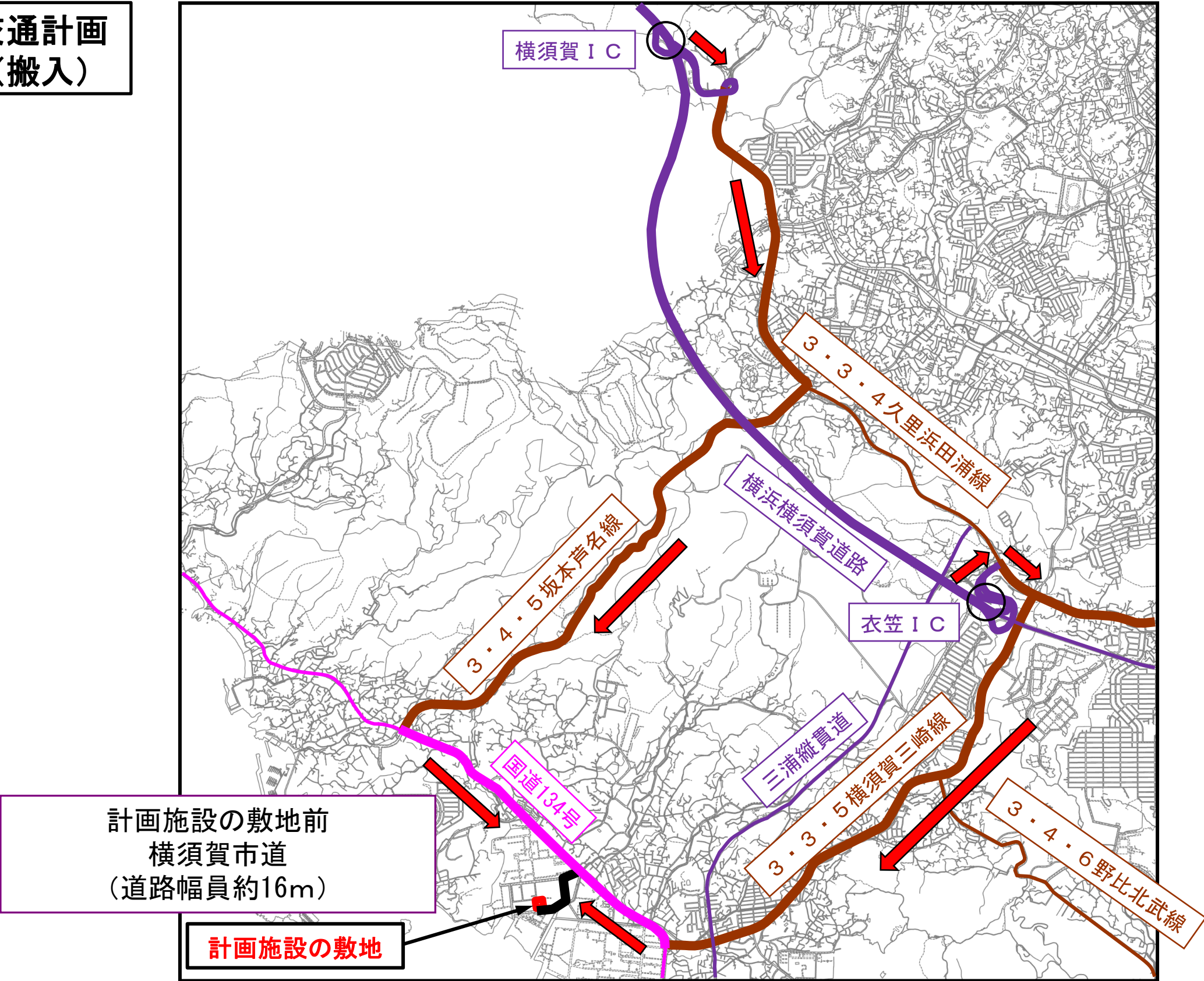
②配置計画図

③作業計画図

④交通計画

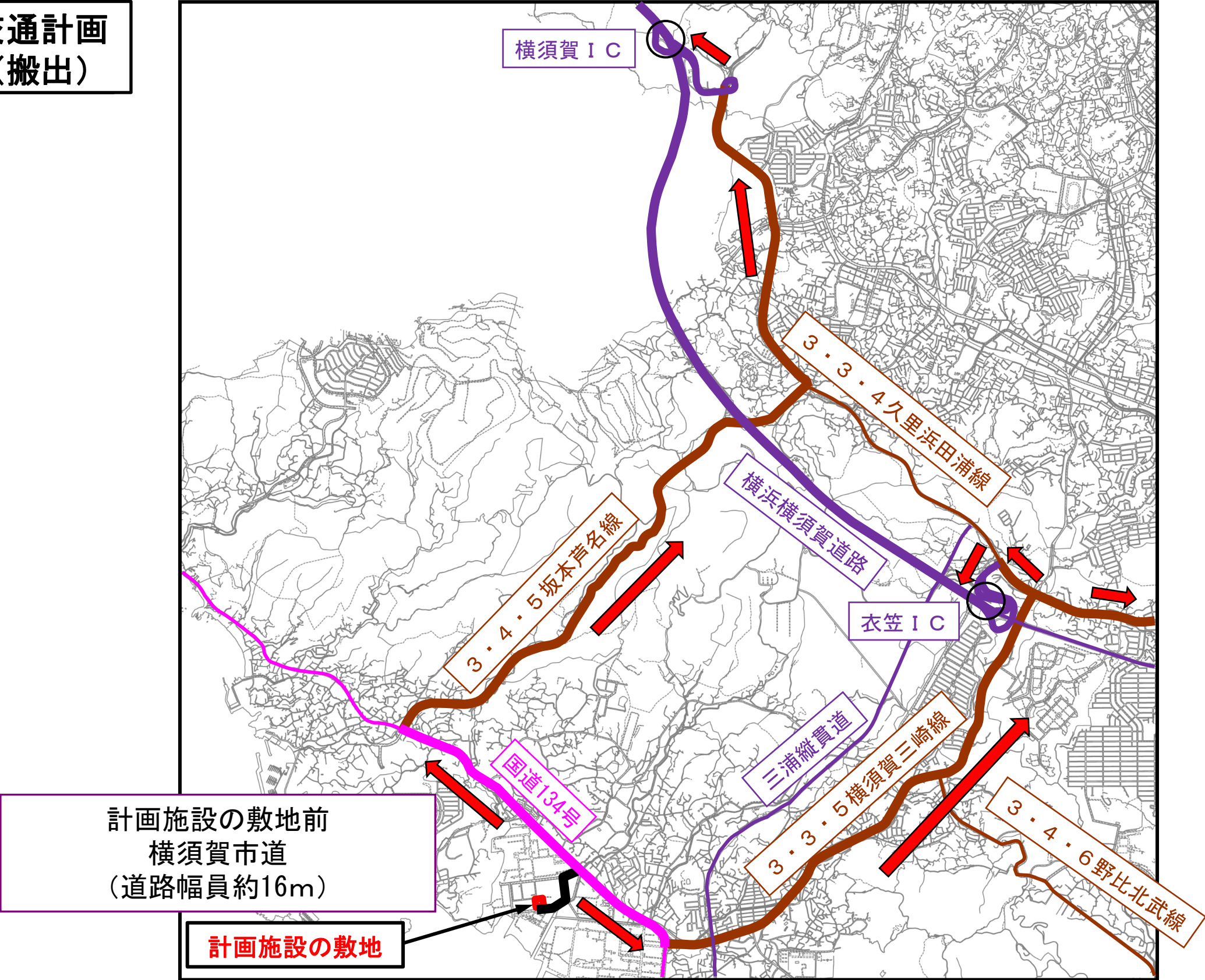
Ⅲ 計画内容について

④交通計画
(搬入)



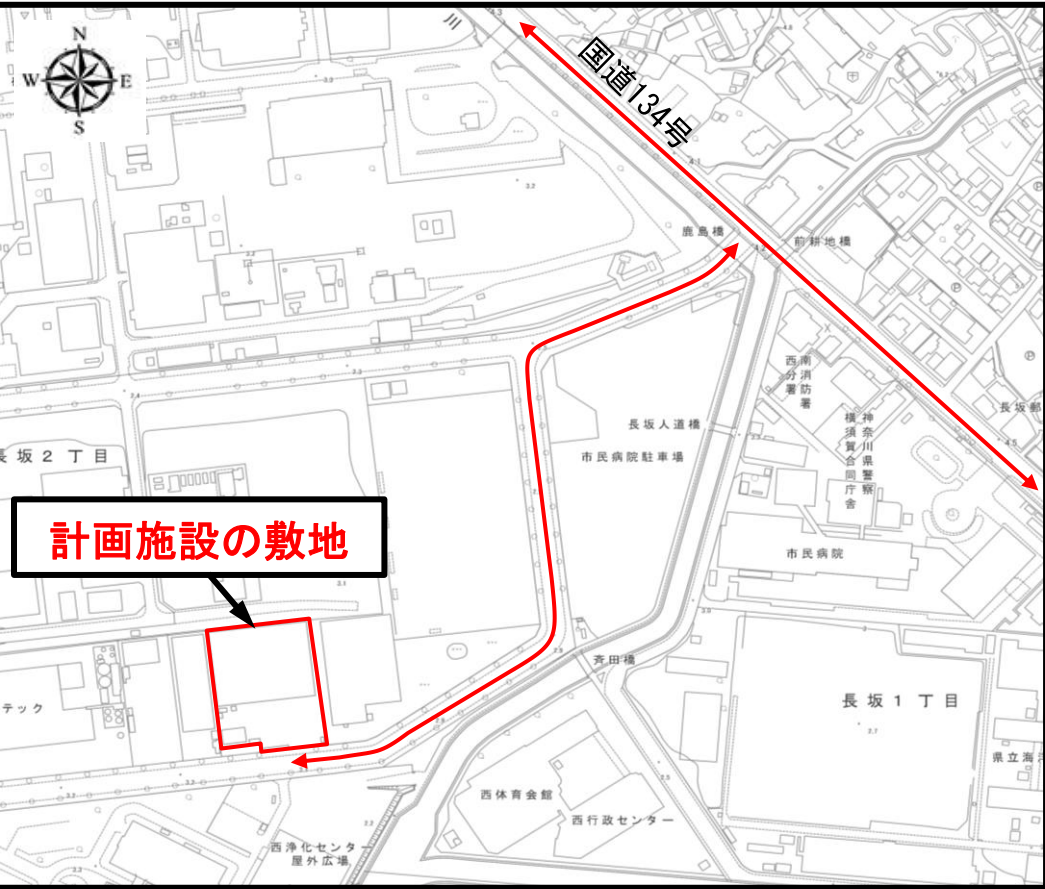
Ⅲ 計画内容について

④交通計画
(搬出)



Ⅲ 計画内容について

④交通計画



搬入・搬出車両計画

項目		内容
搬出入車両	搬入車両台数	大型車 約58台 (2t車、4t車、8t車、10t車、トレーラー車)
	搬出車両台数	大型車 約34台 (10t車、トレーラー車)
	搬出入時間帯	午前8時から午後6時
搬出入車両往復台数		(搬入58台 + 搬出34台) × 2 = 184台

現状の搬出入車両台数：搬入約46台、搬出約27台、計73台
計画の搬出入車両台数：計92台
(19台増)

	国道134号
現況交通量 (現状の搬出入車両146台を含む)	13, 121台/12h
搬出入車両増加数 計画－現状 (184台－146台)	38台
計画交通量	13, 159台/12h

現況交通量、混雑度は、R3センサスデータ

約0.3%増
混雑度0.96

周辺への交通の影響
は軽微である

交通計画については、警察と協議済み

I 計画の概要について

II 法令上の位置づけについて

III 計画内容について

IV 生活環境影響調査について（関係法令等）

V 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に係る手続きについて

VI 横須賀市都市計画審議会について

IV 生活環境影響調査について（関係法令等）

■調査を行う項目の選定

調査事項	生活環境影響要因	施設排水 の排出	施設の稼働	施設からの 悪臭の漏洩	廃棄物運搬 車両の走行
	生活環境影響調査項目				
騒音	騒音レベル		○		—
振動	振動レベル		○		—
大気質	粉じん		—		—
	二酸化窒素（NO ₂ ）				—
	浮遊粒子状物質（SPM）				
悪臭	特定悪臭物質濃度 または臭気指数（臭気濃度）			—	
水質	生物化学的酸素要求量（BOD） または化学的酸素要求量（COD）	—			
	浮遊物質（SS）	—			
	その他必要な項目	—			

凡 例

- ：「産業廃棄物処理施設生活環境影響調査指針（破碎・選別施設）」における標準的な項目のうち選定した項目
- ：「産業廃棄物処理施設生活環境影響調査指針（破碎・選別施設）」における標準的な項目のうち該当しないまたは影響が小さいため選定しなかった項目

IV 生活環境影響調査について（関係法令等）

①施設の稼働に係る影響

1. 騒音・振動

2. 調査対象外の項目

IV 生活環境影響調査について（関係法令等）

①施設の稼働に係る影響

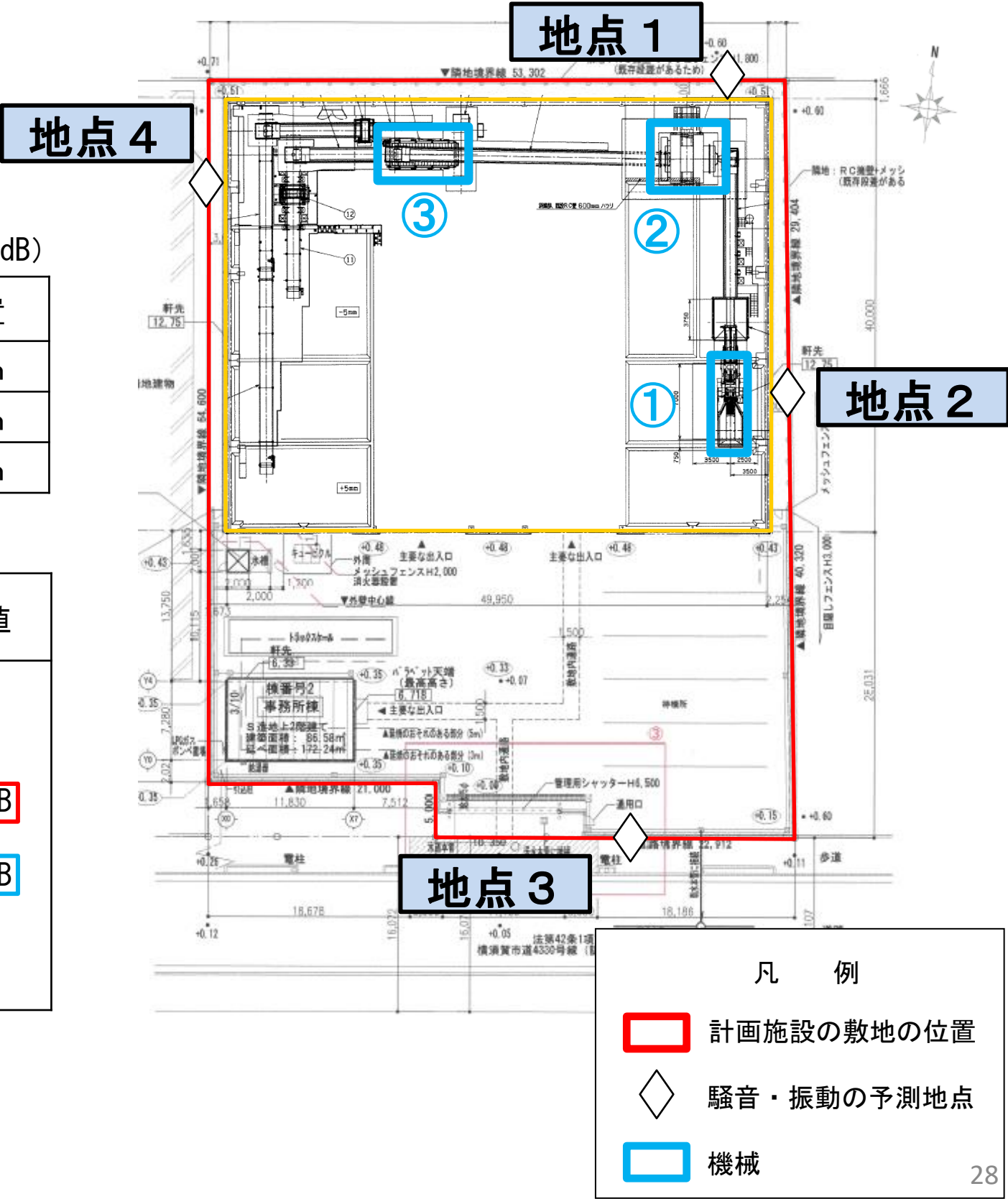
1. 騒音・振動

(単位：dB)

番号	機械名	騒音レベル	振動レベル	測定位置
①	破砕機	94	72	機側 1 m
②	整粒機	72	60	機側 1 m
③	ふるい機	91	61	機側 1 m

予測地点 (◇印)	騒音予測結果 (最大値)	振動予測結果 (最大値)	規制基準値
北側敷地境界 (地点 1)	61	63	騒音：75dB 振動：70dB
東側敷地境界 (地点 2)	64	66	
南側敷地境界 (地点 3)	72	59	
西側敷地境界 (地点 4)	73	61	

規制基準値
「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」における
「工業専用地域」の昼間の規制基準（午前 8 時から午後 6 時）



IV 生活環境影響調査について（関係法令等）

①施設の稼働に係る影響

1. 騒音・振動

2. 調査対象外の項目

IV 生活環境影響調査について（関係法令等）

①施設の稼働に係る影響

2. 調査対象外の項目について

○施設排水の排出について

処理工程において排水の発生する工程はなく、施設からの排水はないことから調査対象外とした。

○施設からの悪臭の漏洩

著しく臭気を発するものは受け入れない、処理工程において臭気を発する工程はないことから調査対象外とした。

○施設の稼働による粉じんについて

粉じん発生源の破砕機は施設内に設置することから影響はほとんどないと考えられるため調査対象外とした。

○廃棄物運搬車両の走行による大気質・騒音・振動について

国道134号の一般交通量に対する影響が小さいこと、幹線道路から計画敷地までの経路に住居等が存在しないことから、影響は小さいと考えられるため調査対象外とした。

I 計画の概要について

II 法令上の位置づけについて

III 計画内容について

IV 生活環境影響調査について

V 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に係る手続きについて

VI 横須賀市都市計画審議会について

V 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に係る手続きについて

【横須賀市資源循環部】

●横須賀市 廃棄物処理施設設置等許可事務取扱要綱による手続き

事業者が市に対し「事業予定計画書」「生活環境影響調査実施計画書」を提出（令和7年7月8日）



●廃棄物の処理及び清掃に関する法律による手続き

事業者が市に対し「産業廃棄物処理施設設置等許可申請書」を提出（令和7年10月21日）



事業計画が適合していることは確認済み
許可通知は建築基準法第51条ただし書許可（当許可）に合わせて、交付見込み

I 計画の概要について

II 法令上の位置づけについて

III 計画内容について

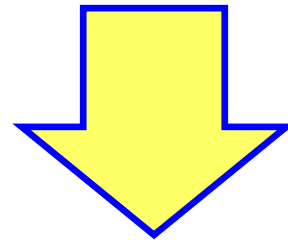
IV 生活環境影響調査について

V 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に係る手続きについて

VI 横須賀市都市計画審議会について

VI 横須賀市都市計画審議会について

令和7年12月22日
横須賀市都市計画審議会へ諮問



令和7年12月25日
異存ない旨の答申